

国出先機関の丸ごと移管の実現に向けて

平成24年4月24日
四国知事会**1 四国知事会の取り組み方針**

- 地域にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組むことを基本姿勢に、まずは、各県の産業振興施策との総合化を図ることにより、効果的な政策展開が可能となる「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。
- そのための受け皿として、特例制度に則った「四国広域連合（仮称）」を四国4県で設立し、アクション・プランに明示された平成26年度中の受け入れを目指して取り組む。
- なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進める。

2 現在の特例制度「基本構成案」への意見**1 広域的实施体制の在り方について****（1）広域的实施体制、（5）区域の在り方**

○広域連合の区域が、出先機関の管轄区域を包括することを前提としていることについては、移管を求める出先機関の管轄区域によっては、複数の広域連合への参画を要する地域が生じることとなるため、より効率的・効果的な運営が図られるよう、管轄区域を見直すなどの手法により柔軟に対応すべき。

（7）効果的、効率的な広域行政の推進

○広域連合が担うことで、住民や事業者の利便性が向上することを第一に、持ち寄り事務を検討すべきであり、どのような事務を持ち寄るかは、実施主体として個々の業務の特性を熟知している地方に判断を委ねるべき。

2 事務等の移譲の在り方について**（1）移譲対象となる事務**

○当面の移譲対象候補である3機関以外の出先機関についても、希望する地域の発意に応じ柔軟に移譲を検討していくことを、併せて規定することが必要。

(2) 移譲のための措置（事務区分、国の関与、事業計画、並行権限行使）

○出先機関の地方移管は、全国一律ではなく、地域の実情に合った政策決定を行うことで、効果的な政策展開を可能とし、地域住民の生活の向上につなげることを目的とした取り組みであると認識しており、全ての事務を原則として法定受託とすることや、所管大臣の並行権限の活用などは、「地域の実情に応じた政策決定を可能とする」という地方移管の最大の効果を損なうことがないように、制度設計を行うことが必要。

3 職員・財源に係る措置の在り方について

(1) 人員の移管等

○現在国で業務に従事している職員を、そのまま特定広域連合に移管することは、新たな組織体制においても、滞りなく行政サービスを維持する取り組みとして、基本的には賛成であり、さらに身分移管後は、本省や構成団体との相互派遣なども可能とする仕組みを構築し、効果的な人材確保を図ることが必要。

○一方で、出先機関の地方移管は、国民から行政の効率化を期待される側面もあることから、移管前の段階において、広域連合の事業計画や構成団体の人員削減の実績なども勘案しながら、業務に見合った、より効率的な体制となるよう、要員規模を十分に精査することが重要である。

(2) 財 源

○財源確保は、地方移管の成否を握る重要な事項であり、今後、各地域が安心して手を挙げられる制度設計とするためにも、スリム化・効率化を口実に、国が一方的に減額することがあってはならず、単に「必要な措置を講ずる」のみではなく、人件費や事務費なども含めた移管時点の規模と同等の財源を、国が将来にわたり確実に措置することを法定するとともに、具体的な内容を早期に明示することが必要。

3 今後の対応

○四国知事会としては、県民や市町村、関係団体などに十分に周知を図りながら、改革の着実な推進に向けて取り組む。